８　障害者雇用促進法に基づく雇用率制度の更なる対象拡大について

近年、就労希望者数や雇用者数が増加している精神障がい者や、これまでは就労できなかった重度障がい者などの就労ニーズが高まっており、短時間労働は、障がい者がその能力や特性に応じて、企業で働くための機会の増大につながることが期待できる。

こうした中、週所定労働時間が 10 時間以上 20 時間未満の重度身体障がい者、重度知的障がい者及び精神障がい者については、令和６年４月から、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）に基づく雇用率の算定対象として、１人をもって 0.5 人とカウントできることとなったが、週所定労働時間が 10 時間未満の障がい者は、雇用率の算定対象外となっている。

障がい者の希望に応じた働き方の選択肢を拡大し、企業で働きたい障がい者が一人でも多く雇用されるためには、障害者雇用促進法に基づく雇用率制度の更なる対象拡大が必要である。

ついては、全ての障がい者が働ける社会、活躍できる社会の実現を目指し、障がい者の多様な働き方を推進するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

１　障害者雇用率制度における雇用率の算定方法について、週 10 時間以上 20 時間未満の特定短時間労働の導入による効果検証を行うこと。

２　週 10 時間未満の短時間雇用を雇用率の算定対象とすること。